

フィールドシアター推進モデル調査検討業務
「公募型プロポーザル方式」公告 企画提案募集要項

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

令和7年7月31日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 業務の目的

本県では、県内の自然豊かな公園、広場または寺社、文化財、歴史的な建造物等を文化芸術イベントの場「フィールドシアター」として活用することで、首都圏や国内外から本県への観光客を増加させることができる文化芸術イベントの創出を目指している。

本事業は、はじめに、目指すべきフィールドシアター像を明らかにするため、先進事例やニーズの調査を行う。合わせてフィールドシアターに適した会場を明らかにするため、候補地の調査及び選定を行う。次に、持続可能なイベントとなるよう、フィールドシアターに適する文化芸術イベントの洗い出し、イベントを実施した際の事業効果や周辺環境への影響、法規制、その他実務上の課題を調査・検討するものである。

2 業務の内容

（1）名称

フィールドシアター推進モデル調査検討業務

（2）委託内容

別添「フィールドシアター推進モデル調査検討業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

（3）予算上限額

業務委託料 金8,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の調達における提案価格の上限額であり、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

※委託業務に係る全ての経費を含む。

（4）契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 企画提案に係る日程

- | | |
|------------------------|----------------------|
| (1) 募集開始 | 令和7年7月31日(木) |
| (2) 企画提案応募資格確認申請書等提出期限 | 令和7年8月7日(木) 17時 |
| (3) 質問票提出期限 | 令和7年8月7日(木) 17時 |
| (4) 応募資格確認結果通知 | 令和7年8月12日(火) |
| ※メール及び文書にて通知 | |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和7年8月21日(木) |
| (6) 書類審査 | 令和7年8月25日(月)から28日(木) |
| 審査結果通知 | 令和7年8月29日(金)以降 |
| ※メール及び文書にて通知 | |

4 企画提案募集要項等の交付

「山梨県文化振興・文化財課」ホームページからダウンロードすること。

URL <https://www.pref.yamanashi.jp/shinchaku/kokoku/index.html>

5 企画提案の参加資格

企画提案への参加を希望する者は、「(2) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類」に掲げる書類を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提案参加資格

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないことと。
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- エ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成23年4月1日)」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。
- オ 法人税、法人事業税、消費税、全ての都道府県税を滞納していない者であること。
- カ 過去5年以内に、国または地方公共団体と同種又は類似の業務を受託した実績を有する者であること。

(2) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類

次に掲げる企画提案応募資格確認申請書及び添付書類を、各1部提出すること。

ア 企画提案応募資格確認申請書（様式１）

イ 会社概要等整理表（様式２）

既に作成されている会社概要等紹介のパンフレット等がある場合は、それを添付すること。

ウ 過去５年間の国または地方公共団体との同種又は類似業務の実績（様式３）

エ 誓約書（様式４）

オ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税に関する納税証明書

※物品等入札資格者名簿に登録されている場合は、競争入札参加資格通知書(写) を添付すること。この場合において、オの提出は不要とする。

（３）企画提案応募資格確認申請書の提出期限

提出期限は、３ 企画提案に係る日程に記載のとおり。

（４）企画提案応募資格確認申請書の提出場所

山梨県観光文化・スポーツ部 文化振興・文化財課 文化芸術振興担当

・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目 6－1 防災新館 3 階

・電話番号 055-223-1797（直通）

・メールアドレス bunka@pref.yamanashi.lg.jp

（５）企画提案応募資格確認申請書の提出方法

書類提出は、持参、郵便又は電子メールによるものとし、上記期限までに必着のこと。電子メールの場合は、後日原本を提出（郵送可）すること。持参以外の方法で提出した場合は、到着したことを本要項11問い合わせ先に電話で確認すること。

（６）企画提案応募資格確認結果の通知

企画提案応募資格確認の結果通知は、令和 7 年 8 月 1 2 日（火）までに郵送及び電子メールにより通知する。

参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和 7 年 8 月 1 5 日（金）までに、山梨県文化振興・文化財課長宛の書面（任意様式）を上記提出場所に持参、郵便又は電子メールにて提出するものとする。

（７）その他

企画提案応募資格確認申請書提出後に企画提案書類の提出を辞退する場合は、「辞退届出書」（任意）によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。

なお、企画提案の辞退は自由であり、今後当該辞退による不利益な取り扱いはない。

6 企画提案に係るスケジュール

(1) 質問の受付

ア 質問方法及び送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問書（様式5）に記載の上、電子メールにて次のアドレスに送信すること。

[山梨県観光文化・スポーツ部 文化振興・文化財課 文化芸術振興担当]

メールアドレス bunka@pref.yamanashi.lg.jp

イ 受付期間

令和7年7月31日（木）から8月7日（木）17時まで

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、企画提案応募資格確認申請者すべてに対し、原則電子メールで行う。

電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

(2) 企画提案書類の提出

企画提案書類は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

ア 提出書類

① 企画提案書（様式6-1～8）

- ・A4版両面印刷、横型、横書き（A3版折込可）
- ・日本語表記で11ポイント以上
- ・仕様書及び審査基準に基づき、具体的な取組方針、業務スケジュール、実施体制、実施方法等を記載すること。
- ・仕様書に記載されていない事項であっても、業務の推進・目的達成のために必要と認められる事項については、委託料の上限額の範囲内で、積極的に提案すること。
- ・（別紙）審査基準の項目に沿って企画提案書の作成を行うこと。また、事業者や利用者にとって有益と考えられる追加提案や独自のアイデア等がある場合は、分かりやすく記載すること。

② 見積書

- ・様式は任意とし、税抜価格、消費税、項目ごとの積算内訳等を記載すること。
- ・見積額は2（3）の予算上限額の範囲内とすること。

③ 法人の概要書

- ・様式は任意とし、既存のものやパンフレットでも可とする
直近の決算資料（損益計算書・貸借対照表）など財務状況が確認できる資料を添付すること

イ 提出部数及び提出方法

書面により 6（2）①③を正本 7 部、6（2）②を正本 1 部提出する。

提出は、持参または郵便により、期限までに提出先に必着のこと。持参以外の方法で提出した場合は、到達したことを本要項11問い合わせ先へ電話で確認すること。

ウ 提出期限

令和 7 年 8 月 2 1 日（木） 1 7 時必着

エ 提出先

山梨県観光文化・スポーツ部 文化振興・文化財課 文化芸術振興担当

・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目 6－1 山梨県庁防災新館 3 階

・電話番号 055-223- 1797（直通）

・メールアドレス bunka@pref.yamanashi.lg.jp

7 審査について

（1）審査

- ① 企画提案書の審査は、新たな価値を生み出すフィールドシアター推進モデル調査業務等委託事業者選定審査会（以下、「審査会」という。）が行う。
- ② 審査は書面により企画提案内容等について総合的に審査し、審査員の採点の合計により各提案者の順位を決め、最高得点の者を最優秀提案者とする。
- ③ 最高得点の者が同点の場合、審査会において協議の上、最優秀提案者を決定する。

（2）審査結果

- ① 審査の結果企画提案者全員に文書にて通知する。
- ② その他
 - ・ 総得点が高い場合でも仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は最優秀提案者としなかったことがある。
 - ・ 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

8 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合の企画提案は無効とする。

- （1）提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- （2）所定の日時及び場所に企画提案書類等を提出しないとき。
- （3）提案に関して談合などの不正行為、または参加に際して事実と反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- （4）提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- （5）企画提案審査会の委員または担当部局職員に対して、直接または間接的に本公募に関し援助を求めたとき。
- （6）本要項に規定する参加資格を満たすことが確認された者が、その確認後において、次のい

ずれかに該当するとき。

- ・本要領に規定する参加資格を満たさなくなったとき。
- ・企画提案書類等に虚偽の記載をしたとき。

(7) 2件以上の企画提案をしたとき。

9 契約

(1) 契約の方法

審査の結果、最優秀提案者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、最優秀提案者と協議が整わない場合は、次点の提案者と協議する。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、山梨県財務規則（以下「規則」という。）第109条に規定する契約保証金を納付しなければならない。

ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

また、規則第120条に該当する場合は、違約金を徴収する。

(3) その他

企画提案の内容について、委託契約締結後、金額の範囲内で変更する場合がある。

10 その他

- ・企画提案に要する費用の一切は、参加者の負担とする。
- ・契約を締結するまでの間、「5 企画提案の参加資格」を満たさない事態が発生した場合は、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、不参加表明書（様式7）によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。
- ・提出書類の内容及び審査の結果により、本業務の契約書、仕様書に反映する場合がある。

11 問い合わせ先

山梨県観光文化・スポーツ部 文化振興・文化財課 文化芸術振興担当

- ・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 防災新館3階
- ・電話番号 055-223-1797（直通）
- ・メールアドレス bunka@pref.yamanashi.lg.jp